

千葉県本庁舎フロア運営委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県本庁舎運用検討委員会設置要綱第6条に基づき設置されるフロア運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営委員会は、各フロアの室管理者で構成する「各フロア委員会」と全庁的管理部門及びフロアの代表課で構成する「全体会議」で構成する。

2 運営委員会はリーダー及び構成員をもって組織する。

3 運営委員会のリーダー及び構成員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 各フロア委員会

ア リーダー

本庁舎オープンフロアである3階~10階の各フロアに配置されている各局等主管課長とする。フロア内に複数の各局等主管課長が存在する場合は、共同してその任務を請け負うものとする。

イ 構成員

本庁舎オープンフロアである3階~10階の各フロアに配置されており、千葉県庁舎管理規則（昭和45年8月19日規則第25号）第5条に規定する室管理者の任務を請け負う各課長とする。

(2) 全体会議

ア リーダー

(ア) 管財課長

イ 構成員

(ア) 政策企画課長

(イ) 総務課長

(ウ) 人事課長

(エ) 給与課長

(オ) 人材育成課長

(カ) 業務改革推進課長

(キ) 情報システム課長

(ク) 資金課長

(ケ) 市民総務課長

(コ) 保健福祉総務課長

(サ) こども企画課長

(シ) 環境総務課長

(ス) 経済企画課長

(セ) 都市総務課長

(ソ) 建設総務課長

- (タ) 水道総務課長
- (チ) 会計室長
- (ツ) 教育総務部総務課長
- (テ) 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局のうち当該局において指定された課長級職員 1 名とする。
- (所掌事務)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各フロア委員会
 - (ア) 各フロアの課題収集及び改善案の提案・検討等に関すること。
 - (イ) 検討委員会が、詳細な検討が必要と判断した事項についての事前検討に関すること。
- (2) 全体会議
 - (ア) 全庁的な視点による各フロアの課題及び改善案の検討に関すること。
 - (イ) 各フロアの課題及び改善案に対する全体会議での意見に係る検討委員会への提案又は報告に関すること。
- (職務)

第 4 条 リーダーは、運営委員会を代表する。

- 2 運営委員会のリーダーに事故がある場合には、その課の課長補佐が職務を代理する。
- (会議)

第 5 条 運営委員会は、リーダーがこれを招集する。

- 2 運営委員会は、リーダー（リーダーに事故があるときはその職務を代理する者）及び半数以上の構成員が出席しなければ開くことができない。
- 3 全体会議の議論は、千葉市本庁舎運用検討委員会設置要綱第 7 条第 1 項により指定された検討主担当課が中心となって進める。
- 4 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときはリーダーの決するところによる。
- 5 リーダーは、運営委員会の会議を、構成員に回議してこれに代えることができる。
- 6 リーダーは、運営委員会の開催にあたり、必要に応じて任意の出席者を追加して招集することができる。
- (庶務)

第 6 条 運営委員会の庶務は、次の各号のとおり処理する。

- (1) 各フロア委員会の庶務は、各フロア委員会のリーダーが属する課において処理する。
- (2) 全体会議の庶務は、管財課において処理する。
- (その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、フロア運営委員会の運営にあたり必要な

事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和５年７月１１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。